

渋川市都市計画 マスタープラン

令和2年12月改定

対象区域 渋川市全域

目標年次 令和9年

都市計画マスタープラン改定の目的

渋川市では、平成18年2月20日の市町村合併後、平成24年12月に渋川市都市計画マスタープランを策定しました。

現在、人口減少や少子高齢化の進行、大規模な自然災害の発生などにより、都市づくりに求められる役割や考え方が変化しています。このような社会情勢の変化に対応し、最新の上位計画及び分野別計画と整合を図るため都市計画マスタープランを改定します。

改定のポイント

- ・ 中心商業業務地（JR渋川駅周辺等）では、まちのまとまりを形成するため、都市機能を誘導する土地利用を行います。
- ・ 中心商業業務地周辺及びJR八木原駅周辺では、まちのまとまりを形成するため、居住を誘導する土地利用を行います。
- ・ 交通利便性が高く工場や物流施設の立地に適しているエリアとして、「工業誘致候補エリア」を設定し、工業地の戦略的な形成を図ります。
- ・ (主)前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸道路（構想）を主要幹線道路に位置づけ整備を促進します。

将来都市像

都市づくりの理念

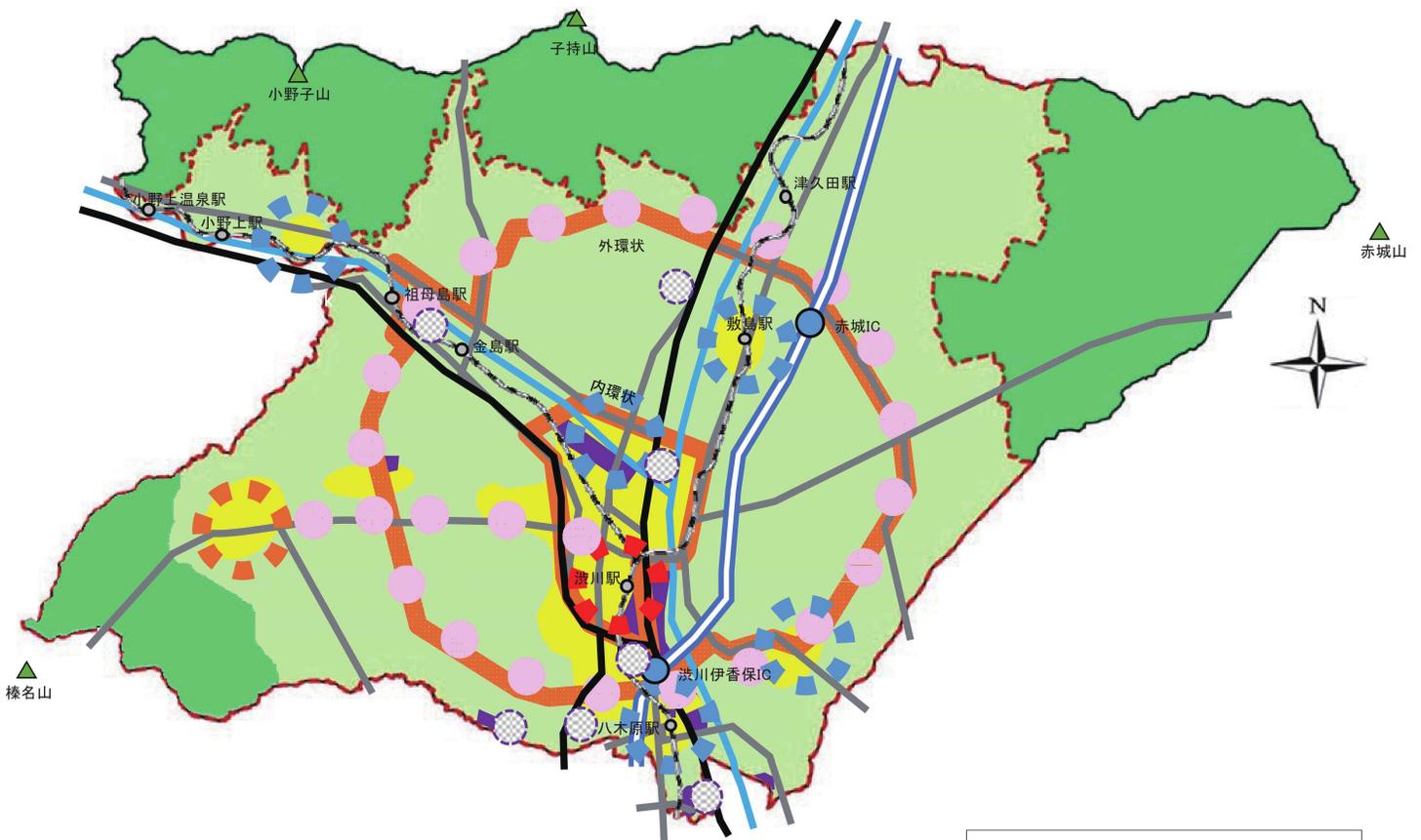
各地区の魅力や特性の活用と連携による、活力と賑わいあふれる都市づくり

都市づくりの目標

- 1 地区ごとの拠点を活かし連携する自立・持続可能な都市づくり
- 2 都市活動を支える交通体系を備えた都市づくり
- 3 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 4 美しく豊かな「ふるさと」と共生する都市づくり

将来都市構造

渋川市都市計画マスタープランの将来都市構造は、都市づくりの理念と都市づくりの目標を踏まえて、「ゾーン」「拠点」「軸」の3つの構成要素が有機的に連携したものとします。

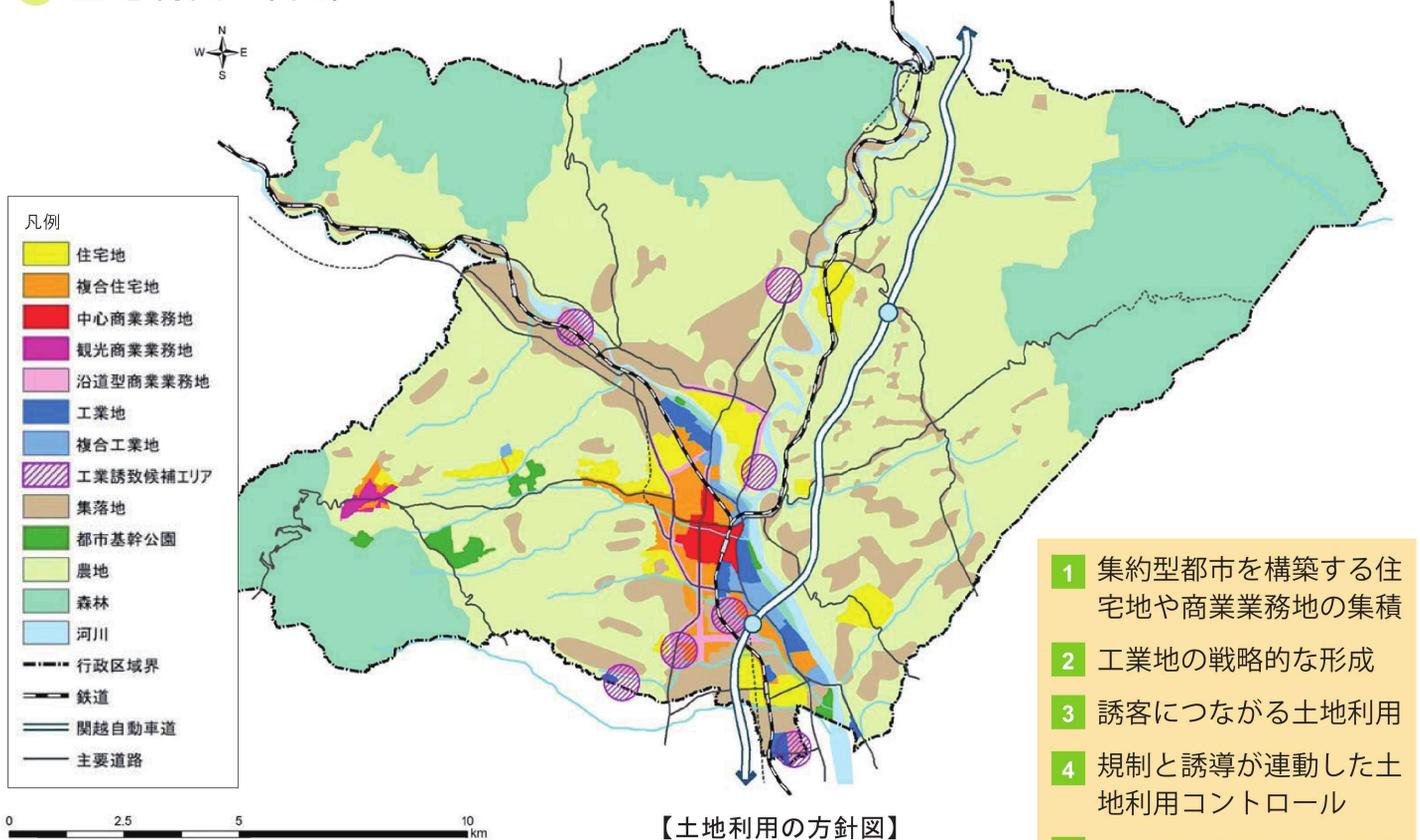


【将来都市構造図】

凡例	
—	行政区境界
—	鉄道
—	間越自動車道
—	都市ゾーン
—	市街地ゾーン
—	産業市街地ゾーン
—	産業誘致候補ゾーン
—	自然共生ゾーン
—	自然保全ゾーン
●	都市拠点
●	観光拠点
●	生活拠点
—	広域軸
—	主要軸
—	水辺軸
—	環状道路
●	観光ネットワーク

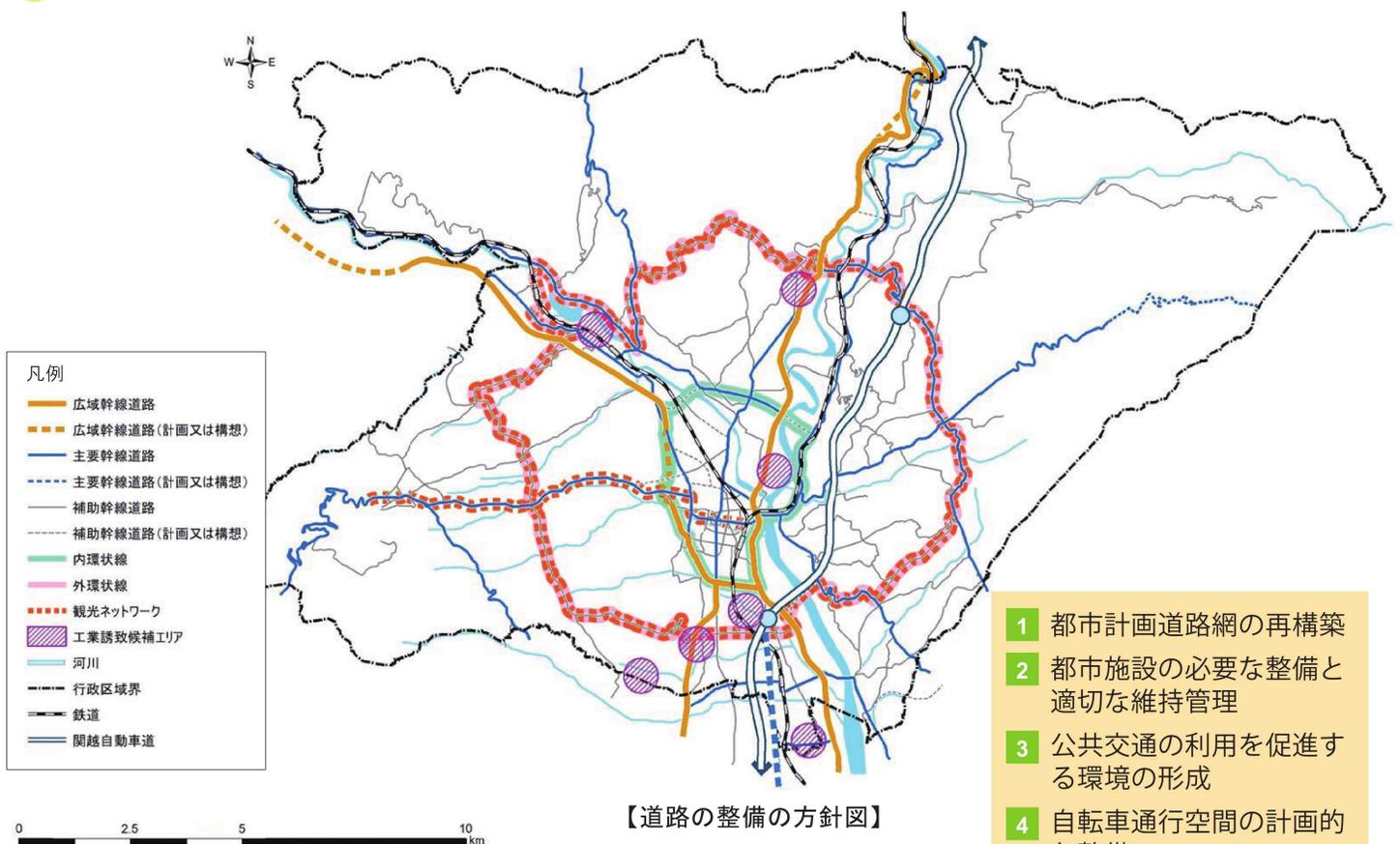
全体構想

土地利用の方針



- 1 集約型都市を構築する住宅地や商業業務地の集積
- 2 工業地の戦略的な形成
- 3 誘客につながる土地利用
- 4 規制と誘導が連動した土地利用コントロール
- 5 計画的な土地利用の転換

交通体系の整備の方針



- 1 都市計画道路網の再構築
- 2 都市施設の必要な整備と適切な維持管理
- 3 公共交通の利用を促進する環境の形成
- 4 自転車通行空間の計画的な整備

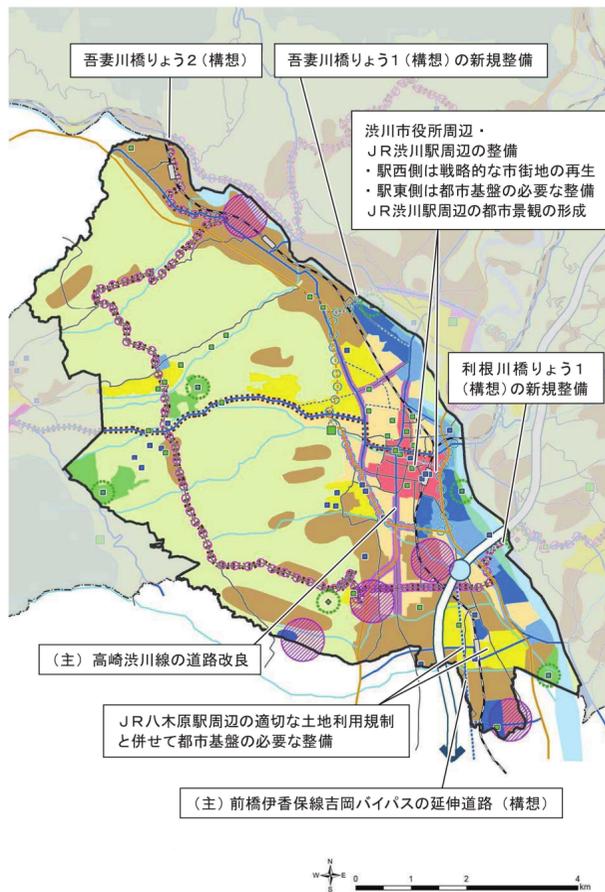
地区別構想

渋川地区

基本方針
交通利便性と都市機能の集積を活かしたまちづくり

取組内容

- 拠点間の連携を強化する道路や公共交通の充実
- 交通利便性と商業施設や公共施設などの集積による中心市街地の活性化

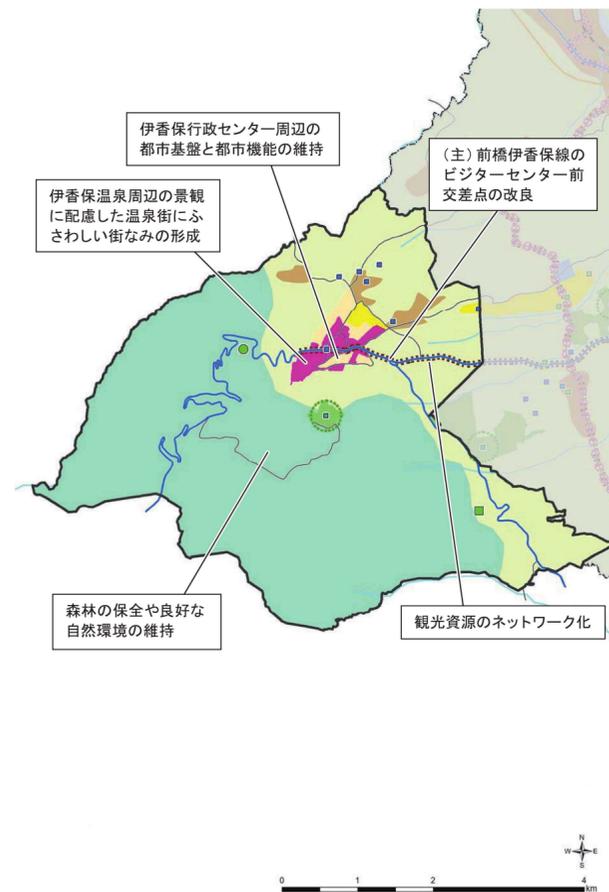


伊香保地区

基本方針
伊香保温泉の知名度と集客力を活かしたまちづくり

取組内容

- 温泉街を活かした観光拠点としての魅力向上



小野上地区

基本方針
豊かな自然と交流拠点を活かしたまちづくり

取組内容

- 小野子山など豊かな自然の活用
- 交流拠点機能を活かした交流人口の拡大

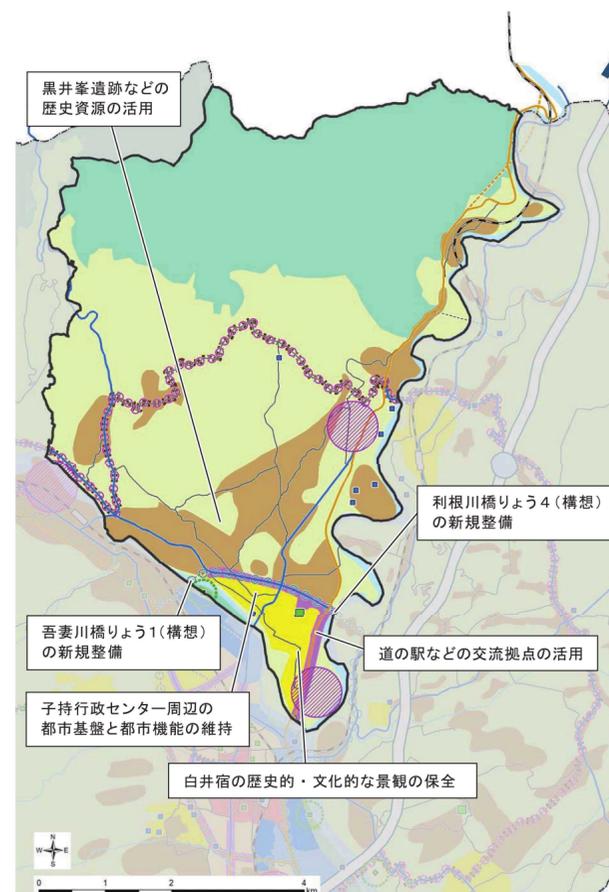


子持地区

基本方針
農業をはじめとした産業の活力と歴史資源などを活かしたまちづくり

取組内容

- 幹線道路網を活かした農業や商業などの産業の活性化
- 自然や歴史資源、交流拠点機能を活かした交流人口の拡大

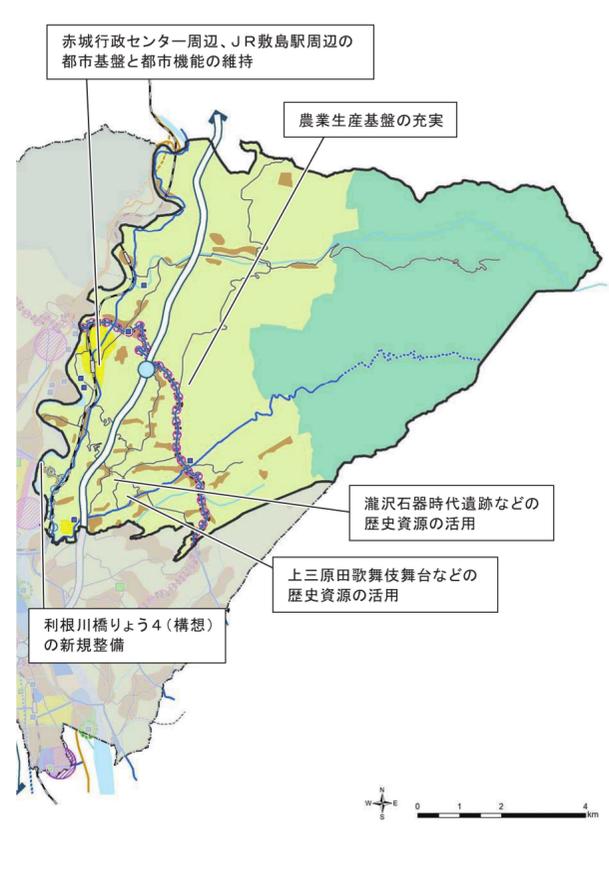


赤城地区

基本方針
交通利便性と農業の活力を活かしたまちづくり

取組内容

- 交通利便性を活かした観光農業などの振興
- 農業生産基盤の充実

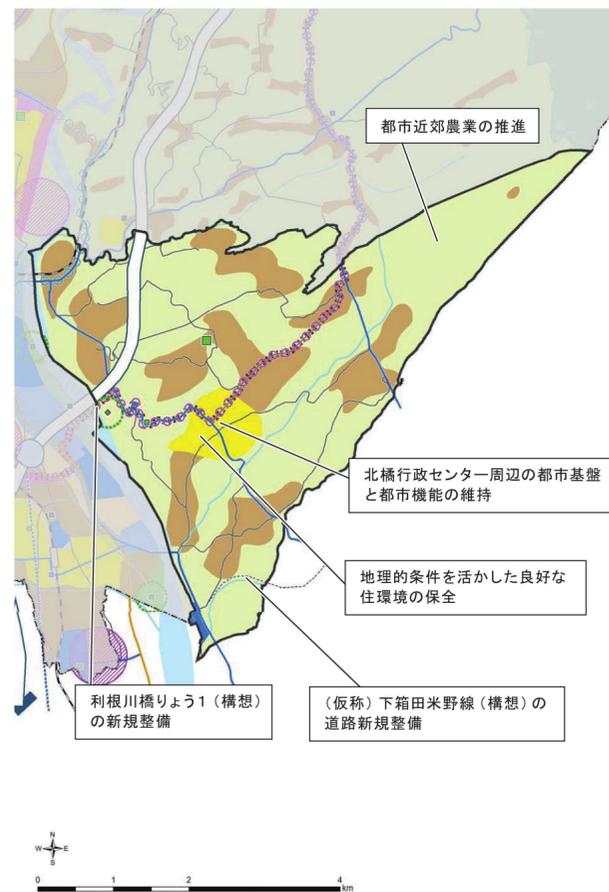


北橋地区

基本方針
恵まれた地理的条件と農業の活力を活かしたまちづくり

取組内容

- 恵まれた地理的条件を活かした良好な住環境の保全
- 都市近郊農業の推進



凡例	
土地利用方針	
住宅地	■
複合住宅地	■
中心商業業務地	■
観光商業業務地	■
沿道型商業業務地	■
工業地	■
複合工業地	■
工業誘致候補エリア	■
集落地	■
都市基幹公園	■
農地	■
森林	■
河川	■
行政区境界	---
鉄道	—
開越自動車道	—
主要道路	—
道路整備方針	
広域幹線道路	—
広域幹線道路(計画又は構想)	—
主要幹線道路	—
主要幹線道路(計画又は構想)	—
補助幹線道路	—
補助幹線道路(計画又は構想)	—
外環状線	○
内環状線	○
観光ネットワーク	■
公園・緑地整備方針	
総合公園・運動公園	■
地区公園	■
近隣公園	■
街区公園	■
都市緑地	■
その他の公園	■

計画の推進

計画の推進体制

本計画の推進体制では、市民、事業者、渋川市の三者が密接に連携して、計画に掲げるまちづくりの実現化を図ります。

■ 市民の役割

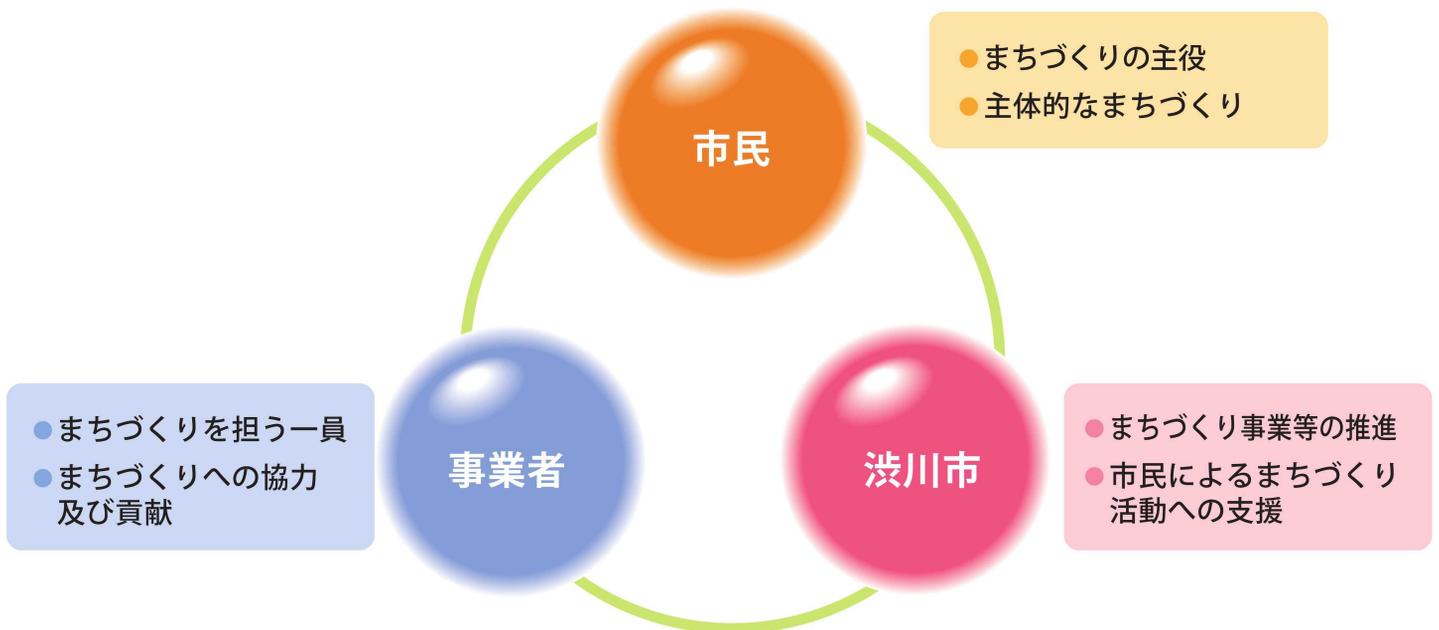
市民は、まちづくりの主役として、自らの生活の場であるまちを、安全性や利便性の向上のために、都市計画の仕組みや各種まちづくりの手法について知識を深め、市民相互の理解と協力による主体的なまちづくりを推進します。

■ 事業者の役割

渋川市を生産や活動の場とする事業者は、渋川市のまちづくりを担う一員としての役割が求められ、自らの生産活動の維持又は発展に際して、まちづくりに積極的に協力及び貢献を図ります。

■ 渋川市の役割

渋川市は、市民及び事業者と連携して、総合的で効率的なまちづくりを積極的に進めるとともに、市民参加による各種事業の推進や市民主体のまちづくり活動への支援等を推進します。



計画の見直し

本計画は、総合計画をはじめとする上位計画及び関連する分野別計画の見直しや、渋川市を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、計画に基づくまちづくりの取り組み状況について確認・評価を行い必要に応じて見直しを行います。

お問い合わせ先

渋川市建設交通部都市政策課

TEL : 0279-22-2073 FAX : 0279-22-2132